

2009年2月12日
(平成21年)

藤沢市教育委員会
委員長 鈴木 紳一郎 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項に係る
個人情報を利用させることについて（答申）

2009年2月3日付けで諮問（第374号）された生徒指導，生徒の進路指導，
児童生徒の健康等に関する事項に係る個人情報を利用させることについて
次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第12条
第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用
させる必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

学校給食の経費については，学校給食法第6条で，設置者と保護者の負担区
分が示されている。この区分に従い，給食食材に係る経費を「給食費」として，
保護者に負担を依頼しているところである。

一方，生活保護受給世帯は，生活保護法第32条に基づき，教育扶助として
給食費実費相当額の支給を受けている。しかし，生活保護受給世帯の給食費滞
納が発生しているのが現状である。このことは，生活保護費の不正受給であり，
看過できない。

学校長は，就学援助や学校内での事故発生時の対応などで，生活保護世帯は
把握しているが，給食費の滞納状況を生活福祉課に通知することは目的外の利
用になるので，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるもので

ある。

(2) 個人情報を利用させる必要性について

給食費の滞納は、生活保護世帯のみならず、一般世帯についても、正しく納入している世帯の給食費で購入した食材で給食を食べていることになる。そのため給食費の滞納の増加は、給食の質の低下にも繋がりがねない。生活保護受給世帯は、実費として給食費を受給しているわけであるから、支払い能力はあるので、本来なら滞納は発生しないはずである。学校長が生活福祉課と連絡をとりあい、納入を促すことは、必要なものとする。

生活保護世帯の滞納が発生したときは、学校長が保護者に対し、同意書の提出を促し、同意書に基づき、生活福祉課に滞納状況を連絡し解消に努めていく。しかし、同意書の提出を拒む世帯については、保護者に生活福祉課に連絡する旨を通知し、生活福祉課と学校が連絡を取りながら納付を促していく。

(3) 目的外に利用させる個人情報について

給食費滞納整理に係る個人情報については、次のとおりである。

生活保護受給世帯主の

ア 氏名

イ 住所

就学児童・生徒の

ア 学校名

イ 氏名

ウ 学年

エ 滞納額

(4) 実施時期

2009年4月1日以降

(5) 提出資料

ア 平成19年度 学校給食費未納（滞納）状況について

イ 個人情報取扱事務届出書

ウ 滞納連絡票

エ 参考法令

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

個人情報を利用させる必要性について

給食費の滞納は、生活保護世帯のみならず、一般世帯についても、正しく納入している世帯の給食費で購入した食材で給食を食べていることになる。そのため

給食費の滞納の増加は、給食の質の低下にも繋がりがねない。生活保護受給世帯は、実費として給食費を受給しているわけであるから、支払い能力はあるので、本来なら滞納は発生しないはずである。学校長が生活福祉課と連絡をとりあい、納入を促すことは、必要である。

実施機関では、生活保護世帯の滞納が発生したときは、学校長が保護者に対し、同意書の提出を促し、同意書に基づき、生活福祉課に滞納状況を連絡し解消に努めていくが、同意書の提出を拒む世帯については、保護者に生活福祉課に連絡する旨を通知し、生活福祉課と学校が連絡を取りながら納付を促していくこととしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

以 上